5

「ひかりの輪」について

㈠　本団体と「同一性を有する団体」であると認められること

「ひかりの輪」は、「脱麻原」を標ぼうし、外形的には、従来のオウム真理教の教義を採用していないかのように装っている。しかし、「ひかりの輪」は、観察処分を免れて本団体を存続させるための手段として、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う別個の団体を設立しつつ、実際には、麻原の教えを実質的に広めていくという「麻原隠し」をする意図で、麻原の高弟である上祐が設立した団体である。

すなわち、かつて、麻原は、本団体の存続のため、本団体の本体の存続が困難となった場合に構成員の受皿となる「別団体」の設立等を指示していたところ、それを受けた上祐も、自らの説法等において、外形的に麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」をした団体を設立する考えを表明するとともに、麻原の発言を引用するなどして、それが麻原の意思に沿うものである旨説明し、構成員の受皿となり得る別個の団体の設立が必要であることを説いていたものである。

このように、「ひかりの輪」は、上祐が、それまでの活動形態を変更してでも麻原の意思を実現することこそが重要であり、それが麻原に対する真の帰依であるとの信念に基づき、真実は、麻原に絶対的に帰依し、麻原の説いた教義を広め、これを実現することを目的としながら、外形的に麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」をするために設立した団体であり、今なお、上祐が代表の地位にあり続けつつ、「麻原隠し」を続けている。このような団体の設立経緯と、別団体を設立して「麻原隠し」をするという当初の意思決定に従い、現在も「麻原隠し」を続けているということのみをもってしても、「ひかりの輪」が本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はないといえる。

これに加え、「ひかりの輪」が、現在も、後記のとおり、麻原が創設した位階制度及び出家制度を根本とする組織構造を継承し、本団体の教義と麻原から習得した修行体系の基礎的ないし本質的部分を維持し、麻原崇拝を継続しており、さらに、構成員も麻原への帰依心を吐露していること、両サリン事件当時に本団体の「役員」であり、麻原の高弟である上祐が一貫して「ひかりの輪」の「役員」であること、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」を維持していること、両サリン事件当時の構成員を多数擁していることが明らかであり、「ひかりの輪」が「脱麻原」を標ぼうしているとしても、本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はない。

そして、「ひかりの輪」は、多数人の構成員により組織され、個人を離れて、麻原の説いた教義を広めるなど、麻原の意思を実現することを目的として継続的に活動していることは明らかであるから、特定の共同目的を有する継続的結合体である「団体」（法第四条第二項）に該当する。

以上によれば、「ひかりの輪」は、本団体と「同一性を有する団体」であると認められるのであり、このことは、近時の観察処分の期間更新決定やその取消訴訟の判決においても、これと同様の考え方により肯定されていることからも明らかである。

㈡　法第五条第一項第一号、第三号、第四号及び第五号の要件該当性

(1)　法第五条第一項第一号の要件（無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響力を有していること）該当性

麻原は無差別大量殺人行為である両サリン事件の首謀者であるところ、「ひかりの輪」については、

ア　麻原が、本団体の存続のため、「別団体」を設立するよう指示したことを踏まえ、上祐自身が、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」の構想を練った上で、麻原の意思を実現するために設立した団体であり、また、その「麻原隠し」を今なお継続するなど麻原の意思を推し量りながら活動しているものであること

イ　麻原が創設した位階制度において最高位の「尊師」に次ぐ「正大師」である上祐が一貫して代表者であり続け、位階制度における「師」以上の位階又はこれに準ずる位階を有する者が「役職員」の全てを占めており、上祐の絶対的な権限の下で、上命下服による組織運営を行うとともに、出家した構成員の私有財産や、一般社会との関わりを事実上制限するなど、麻原が創設した位階制度及び出家制度を根本とする組織構造を継承し、現在に至るまで、これを維持していること

ウ　その修行体系について、麻原が確立した修行体系との間に、同一性・共通性が色濃く認められ、麻原から習得した修行体系の基礎的ないし本質的部分を維持していること

エ　崇拝の対象をなくした旨主張しながらも、麻原及び麻原が自身をその化身と位置付けたシヴァ神を投影した崇拝対象を一貫して保持し、その崇拝対象と深い関係があるとする場所などを訪問する「聖地巡り」などを通じて、麻原及びシヴァ神に対する信仰を維持していること

オ　構成員が、麻原に対する帰依心を有し、中には、その心情を吐露する者がいることなどの各事実が認められる。

以上によれば、「ひかりの輪」においては、「脱麻原」を標ぼうしているものの、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」の取組を行っているにすぎないことは明らかである。「ひかりの輪」の設立経緯、組織構造、修行体系、崇拝対象については、いずれも麻原の存在抜きには到底説明できず、「ひかりの輪」の存在、代表者である上祐の地位、活動等については、結局のところ、それら全てが根本的に麻原に由来するものというほかないところ、取り分け、麻原による「別団体」設立の指示を踏まえ、上祐も、それが麻原の意思に沿うものである旨説明するなどし、「ひかりの輪」が設立され、麻原が創設等した組織構造、修行体系、崇拝対象が継承・維持されており、これらの点で、今なお、麻原の意思を推し量りながら活動を続けていることに加え、麻原に対する帰依心を有し、その心情を吐露する構成員らがいることなどを踏まえれば、無差別大量殺人行為の首謀者である麻原の過去の言動が、現在も団体の方向性を左右する力、あるいはその内容に変化を生じさせる力を有していると容易に認められる。

したがって、麻原が現在も「ひかりの輪」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかであり、「ひかりの輪」は、法第五条第一項第一号の要件に該当する。このことは、近時の観察処分の期間更新決定やその取消訴訟の判決においても、これと同様の考え方により肯定されていることからも明らかである。

(2)　法第五条第一項第三号の要件（無差別大量殺人行為が行われた時に団体の役員であった者が現在も役員であること）該当性

上祐は、両サリン事件当時、「正大師」の高位階にあり、「ロシア支部大臣」という要職にあるなど、本団体の意思決定に関与し得る立場でその事務に従事する「役員」であったところ、「ひかりの輪」の設立時から現在に至るまで「ひかりの輪」の代表者の地位にあり、組織運営において中心的役割を担い続けていることから、「ひかりの輪」においても、その意思決定に関与し、その事務に従事する「役員」であることは明らかである。

したがって、「ひかりの輪」は、法第五条第一項第三号の要件に該当する。

(3)　法第五条第一項第四号の要件（団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める「綱領」を保持していること）該当性

ア　本団体の教義が殺人を勧める内容を含み、両サリン事件が同教義にのっとって敢行されたこと

前記３・㈡・(2)・アで述べたとおりである。

イ　「ひかりの輪」が現在も本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していること

「ひかりの輪」においては、第八回期間更新決定後も、上祐が、その説法の中で「タントラ・ヴァジラヤーナ」にあえて言及した上で肯定的に評価したり、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の根本とされる「苦の詞章」の重要性を繰り返し説いたりしているほか、「タントラ・ヴァジラヤーナ」に関する教材を管理下の施設内に整然と保管したりしている。